平成２６年１１月　総務委員会行政報告資料
総　務　企　画　部

中核市制度について

1 都市制度の概要

区分	要件	指定状況	事務権限
指定都市	**人口50万人以上**の市のうちから政令で指定	**全国で20市** 広島市，岡山市など	●指定区間外の国道，県道の管理 ●児童相談所の設置 ●県費負担教職員の任免，給与の決定　など
中核市	**人口30万人以上**の市の申出に基づき政令で指定	**全国で43市** 倉敷市，福山市，下関市など	●屋外広告物の条例による設置制限 ●特別養護老人ホームの設置の認可・監督 ●県費負担教職員の研修　など
特例市	**人口20万人以上**の市の申出に基づき政令で指定	**全国で40市** 呉市，松江市，鳥取市など	●市街化区域・市街化調整区域内の開発行為の許可 ●土地区画整理組合の設立の認可 ●計量法に基づく勧告，定期検査　など

大 → 小

2 中核市制度の見直し

平成7年に発足した中核市制度については，これまで地方分権推進の観点から**指定要件**の見直しが進められ，次のとおり，順次，緩和されてきました。

平成27年4月からは，この指定要件について**「人口30万人以上」が「人口20万人以上」に引き下げられます。**これにより，**本市が中核市の指定要件を満たすこととなります。**（なお，特例市制度は廃止されます。）

年	人口	面積	昼間人口比率
平成7年（中核市制度発足）	30万人以上	100k㎡以上	（昼間人口÷夜間人口）×100 100超（人口50万人未満の場合）
平成11年	30万人以上	100k㎡以上	廃止
平成14年	30万人以上	人口50万人以上の場合，面積要件を撤廃	（人口50万人未満の場合，100k㎡以上）
平成18年	30万人以上	廃止	
平成27年	**20万人以上**		

3 中核市の移行手続

国（総務省）は，**市からの申出に基づき**，中核市を指定します。
市は，あらかじめ，**市議会の議決**を経て，**都道府県の同意（都道府県議会の議決）**を得る必要があります。

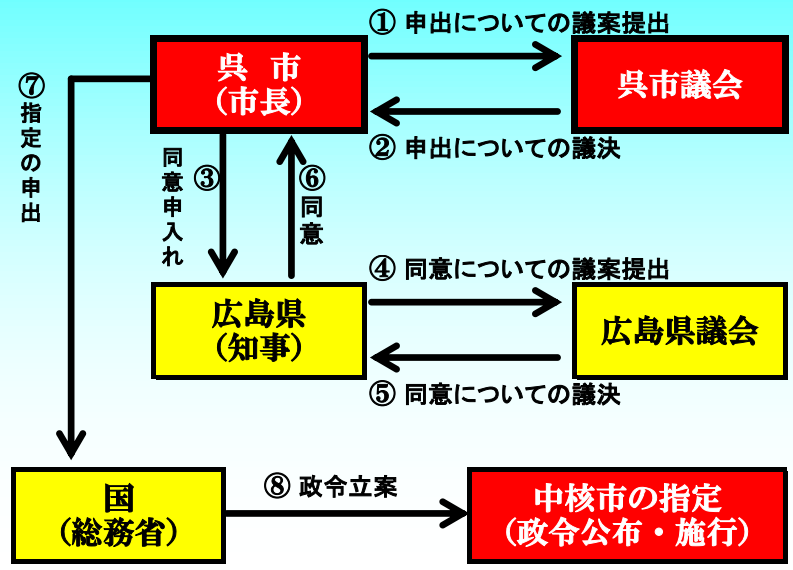

4 呉市の中核市事務の取組状況

本市は，**昭和23年**の地域保健法に基づく**保健所設置を始め**，右表のとおり，**既に多くの中核市事務権限の移譲**を受けています。（現時点で，**中核市事務権限の約8割が移譲**されています。）

時期	権限移譲の内容
昭和23年　8月	地域保健法に基づく保健所政令市【中核市権限】
昭和46年10月	大気汚染防止法に基づく政令市【中核市権限】
平成12年11月	特例市指定（第1次指定）
平成17年10月	景観法に基づく景観行政団体【中核市権限】
平成18年　4月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく政令市【中核市権限】

5 中核市移行の考え方と移行による効果

本市は，既に多くの中核市事務権限が移譲されており，これに見合う都市制度（中核市）への**早期移行（平成28年4月1日）を目指します。**
この移行により，**県南部（芸南地域）の中核的な都市として，その存在感を高め，イメージアップを図ります。**
なお，中核市の代表的な事務について，呉市の状況，新規事務移譲に係る効果は，次のとおりです。

中核市の代表的な事務	呉市の状況
1　都市計画等に関する事務	
① 屋外広告物の条例による設置制限	**★新規移譲**
② サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	**★新規移譲**
2　環境保全に関する事務	
① 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可	移譲済
② ばい煙発生施設の設置の届出の受理	移譲済
3　保健衛生に関する事務	
① 保健所の設置	移譲済
② 飲食店営業等の許可	移譲済
③ 温泉の利用許可	移譲済
④ 旅館業・公衆浴場の経営許可	移譲済
4　福祉に関する事務	
① 保育所の設置の認可・監督	移譲済
② 特別養護老人ホームの設置の認可・監督	移譲済
③ 介護サービス事業者の指定	移譲済
④ 身体障害者手帳の交付	移譲済
5　教育に関する事務	
① 県費負担教職員の研修	**★新規移譲**

【効果1】特色あるまちづくりの推進
市独自の基準を設定できる範囲が広がることから，地域の特色に配慮したまちづくりを推進することができるようになります。

【効果2】行政事務の迅速化（市民生活の質向上）
地域の実情を熟知した市が，事業者の登録・取消しなどを担当することで，対応が迅速に行われます。（また，市が，地域ニーズに即した対応や市民に広く情報提供をすること等により，高齢者が安心して暮らせる環境整備が促進されます。）

【効果3】教職員研修による学校教育の充実
市立小中学校の教職員研修を市教育委員会が担当することにより，特色ある教職員の人材育成が可能となります。